

①院庁下 備後国在庁官人等
院庁(後白河法皇の役所)が備後国の在庁官人に命ずる

② 可令早任国司庁宣以尾道村田畠伍町為大田庄倉敷地兼又開発斗張郷并尾道村無主荒野同御領事
尾道村の田畠伍町を大田庄の倉敷地とし、
斗張郷(現在の世羅町の二部)と尾道村の所有者不在の荒野を領地とする事
③右、重衡朝臣今月 日解状備、

A 「謹検案内、当御領者、管世良郡東条内也、而去永萬二年正月十日賜庁御下文、御使国使相共堺四至榜示畢、然間、件御領堺接山河海邊隔程、因之、且以尾道村田畠伍町、為当御領船津之倉敷、兼又開発斗張郷并尾道村等無主荒野、可存公平之由、申請国判、以国使堺四至榜示畢、是則存公益、為加増御年貢也、大田庄は山間部にあるため、備後国から尾道を

船津の倉敷地(年貢米積み出し港)とする旨許可を得たところである

B 然則重賜庁御下文、且備将来之証文、且毎年可加増御年貢伍拾端之由、所申請也、

備後国の許可書に加えて、院庁からの許可書もいただき、大田庄の所有を証明する文書としたい

C 望請庁裁、且任国司庁宣、且以尾道村田畠伍町為当大田御領之倉敷、兼又開発斗張郷并尾道倉敷等内無主荒野、可加増御年貢伍拾端之由、為被成下庁御下文、注子細言上如件」者、

備後国の許可状と同様の内容を認めてもらいたい

④任申請之旨、以件尾道村田畠伍町為倉敷、兼又令開発斗張郷并尾道村無主荒野、相加当御領、本色御年貢六丈布佰端之外、可増進伍拾端之状、所仰如件、在庁官人等、宜承知不可違失、故下、

申請を許可する。在庁官人らは、下文の内容について違反しないこと

⑤ 嘉応元年十一月廿三日

院庁の別当(最高責任者)である、権大納言藤原隆季以下十二名の連署